

「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」のご案内

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
(鹿児島労働局登録教習機関)

〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10
TEL (099)257-9211 FAX (099)257-9214

労働安全衛生法第59条第3項及び石綿障害予防規則第27条の規定に基づく「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」です。

この教育は、石綿ばく露防止対策の充実を図るため、「事前調査結果の掲示」「保温材、耐火被覆材除去での作業場所の隔離」「電動ファン付き呼吸用保護具の使用」など、石綿障害予防規則の規制強化に対応した内容となっています。

石綿使用建築物等解体等業務に従事する方は、石綿による健康障害予防対策の徹底を図るため、この教育を受講してください。

1 教育の対象者

この特別教育が必要な者は、次のいずれかに該当する作業に従事している労働者です。

- ① 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業
- ② 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 開催日時及び会場（途中休憩を含む）

日 時		会 場
令和3年 7月 2日 (金)	12:30~17:15	鹿児島県建設センター (鹿児島市鴨池新町6-10)
令和3年 7月20日 (火)	9:30~14:10	奄美建設会館 (奄美市名瀬小浜町20-3)
令和3年11月 8日 (月)	12:30~17:15	鹿児島県建設センター
令和4年 3月10日 (木)		

3 教育科目、範囲及び時間

科目	範囲	時間
石綿の有害性	(1) 石綿の性状 (2) 石綿による疾病の病理及び症状	0.5時間
石綿等の使用状況	(1) 石綿を含有する製品の種類及び用途 (2) 事前調査の方法	1時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	(1) 建築物又は工作物の解体等の作業の方法 (2) 湿潤化の方法、作業場所の隔離の方法 (3) その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1時間
保護具の使用方法	(1) 保護具の種類、性能、使用方法及び管理	1時間
その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	(1) 労働安全衛生法、石綿障害予防規則等の関係法令 (2) 石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1時間
計		4.5時間

4 受講料及びテキスト代

- ・ 受講料は、6,800円です。ただし、別途テキスト代として840円が必要です。
- ・ 建災防会員事業場の受講者については、テキスト代を建災防鹿児島県支部が負担しますので、受講料のみとなります。

5 申込方法（申請書に記載された個人情報、本講習の目的以外に使用することはありません。）

- ・ 受講を希望される場合には、受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料、テキスト代を添えて、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までにお申し込みください。
- ・ お申込みの際に納入された受講料、テキスト代は原則として返還できませんので、ご承知置きください。
- ・ 送付する場合は、現金書留でお願いします。

6 申込み・問合わせ先（受講希望日の1ヶ月前から2週間前までに申し込んでください。）

(1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211

(2) 「奄美建設会館」会場での受講希望者

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部奄美分会
(鹿児島県建設業協会奄美支部)
〒894-0006 奄美市名瀬小浜町20-3 電話 0997-52-0846
又は
建設業労働災害防止協会鹿児島県支部

7 募集定員

- ・ 50名（諸般の事情でこれより少なくする場合があります。）
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申込みが30名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により開催時期の変更、または取り止める場合がありますので、ご承知置きください。

8 修了証の交付

本教育修了者には、教育修了証を交付します。